

公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンターカルチャーセンター 入会金助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）会員の余暇時間の充実と自己研鑽を図るため、会員がカルチャーセンターに入会した場合に、その入会金の一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象)

第2条 助成の対象は、次の各号に掲げる要件を満たした者でなければならない。

- (1) センター会員
- (2) 民間カルチャーセンターが実施する各種教室等に参加し、入会金を支払った者

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、入会金の2分の1の額とし、限度額は5,000円とする。ただし、100円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

(助成金の請求)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、カルチャーセンター入会金助成請求書に入会金領収書の写し及び入会等を証明する資料を添付して、理事長に請求するものとする。

(助成金の交付)

第5条 理事長は、前条の請求書を受理したときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、請求者に助成金を交付する。

(助成金の支払)

第6条 前条の助成金の支払は、口座振込又はセンターの窓口払いにより支払うものとする。

2 センターの窓口で支払を受けようとする者は、身分を証明するものを提示しなければならない。

(助成金交付の制限)

第7条 入会助成金の交付は、会員1人につき同一年度において1回とする。

(権利の時効)

第8条 この要綱による助成金の請求権は、カルチャーセンターへ入会した日から2年間で消滅する。

(助成金の返還)

第9条 理事長は、助成金を受けた者が、偽りその他不正の行為により助成金を受けたと認められるときは、直ちにその者から助成金を返還させることができる。

附 則

1 この要綱は、公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンターの設立の登記の日から施行する。

2 公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンターの設立の登記前に発生した財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンターカルチャーセンター入会金助成金交付要綱による交付事由については、この要綱による交付事由とみなす。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。